

本宮市農業委員会 令和2年2月総会 議事録

1. 開催日時 令和2年2月21日（水）午後1時30分

2. 開催場所 白沢公民館 2階 「研修室」

3. 出席委員

農業委員会委員

1 番 渡邊 謙輔	2 番 遠藤 政幸	3 番 國分 政利
4 番 伊藤 隆一	5 番 石橋 廣基	6 番 三瓶 和彦
7 番 渡邊 善幸	8 番 三瓶 修藏	9 番 渡辺 喜一

農地利用最適化推進委員

1 番 國分 隆一	2 番 川名 和弘	3 番 遠藤 栄太郎
4 番 國分 政彦	5 番 遠藤 俊雄	6 番 阿部 修司
7 番 佐藤 一徳	8 番 遠藤 正任	9 番 國分 保
10 番 大内 俊之	11 番 佐々木 清忠	12 番 佐藤 博衛

4. 欠席委員 なし

5. 遅参委員 なし

6. 職員 事務局長 三瓶 隆 農地係長 伊藤 晋平

7. 書記 事務局（農地係長 伊藤 晋平）

事務局長	ただ今から、本宮市農業委員会2月定例会を開会いたします。欠席、遅刻の通告は、ありません。 それでは、開会を会長職務代理者より申し上げます。
会長職務代理者	ただ今から、本宮市農業委員会2月定例会を開会いたします。 時節の事柄
事務局長	続きまして、会長よりあいさつを申し上げます。
会長 渡辺喜一	時節の事柄
事務局長	これより先は、本宮市農業委員会会議規則第7条の規定により、会長が議長を務め、議事を進行いたします。
会長 渡辺喜一	出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。次に議事録署名委員を指名します。農業委員5番 石橋廣基委員 農業委員6番 三瓶和彦委員を指名いたします。次に会期の決定ですが、本日限りとしてご異議ございませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、会期を本日限りといたします。
会長 渡辺喜一	日程に従いまして、5. 報告「農地転用現地調査委員会報告について」報告を行います。農地転用現地調査委員長の報告を求めます。
	(7 番 渡邊 善幸 委員)
農地転用調査委員長	調査委員長に選任されました、渡邊善幸です。今回は、國分政利委員、國分隆一委員、大内俊之委員で調査を実施しました。 去る2月12日（水）、午後1時30分より、事務局からの説明後、申請人

	<p>等の立会いのもと7件の現地を調査いたしました。</p> <p>最初に、議案第9号「農地の転用のための権利移動制限について」ですが、農地法第5条第1項の規定に基づくもので、「一般住宅敷地が4件」、「貸住宅敷地が1件」、「自営業による資材置場敷地が、1件」です。</p> <p>いずれの申請地も土砂等の流出並びに周辺農地へ及ぼす影響はないことを確認いたしました。</p> <p>次に、議案第10号「現況確認証明願いについて」ですが、件番1の案件につきましては、申請地のカヤが茂っている状態で、刈り取りすることで農地の保全管理が図られる状態でありました。よって、非農地化したとは認められず、原野の申請は認められませんでした。</p> <p>よって、許可は適当でないと判断いたしました。</p> <p>以上、現地調査委員の報告といたします。</p>
会長 渡辺喜一	<p>続いて、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出に対する報告について」、さらに、1月定例会での許可についての報告を事務局より報告いたさせます。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	<p>① 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出に対する報告について」</p>
事務局長	<p>② 1月定例会許可分は、1月27日付で、許可指令証を交付いたしました。</p>
会長 渡辺喜一	<p>報告事項でありますので、質疑は行わないことといたします。 それでは日程に従い、6.付議事件議案の審議を行います。</p>
会長 渡辺喜一	<p>議案第7号「農地の権利移動制限について」農地法第3条第1項の規定に基づく議案を上程します。</p> <p>最初に、件番1について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	<p>現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願い致します。</p>
渡辺 喜一委員	<p>議案第7号件番1について、2月10日に現地調査及び申請内容の確認を佐藤一徳委員と致しました。</p> <p>件番1については、当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。</p> <p>以上の結果を踏まえ、件番1につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。</p>
会長 渡辺喜一	<p>続いて、現地調査に同行しました佐藤一徳委員から報告することはありますか</p>
	(なし)
会長 渡辺喜一	<p>それでは、議案に対する質疑を行います。</p>
	(質疑)

会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め採決を行います。 議案第7号「農地の権利移動制限について」農地法第3条第1項の規定に基づく、件番1は許可とすることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第7号「農地の権利移動制限について」農地法第3条第1項の規定に基づく、件番1は許可とすることに決定いたしました。 次に、件番2について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願い致します。
渡辺 喜一委員	議案第7号 件番2について、2月10日に現地調査及び申請内容の確認を佐藤一徳委員と致しました。 件番2については、当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。 以上の結果を踏まえ、件番2につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。
会長 渡辺喜一	続いて、現地調査に同行しました佐藤一徳委員から報告することはありますか。
	(なし)
会長 渡辺喜一	それでは、議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第7号「農地の権利移動制限について」農地法第3条第1項の規定に基づく、件番2は許可とすることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第7号「農地の権利移動制限について」農地法第3条第1項の規定に基づく、件番2は許可とすることに決定いたしました。 次に、件番3について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願い致します。
渡辺 謙輔委員	議案第7号 件番3について、2月13日に現地調査及び申請内容の確認を川名和弘委員と致しました。 件番3については、当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容

	を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。 以上の結果を踏まえ、件番 3 につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。
会長 渡辺喜一	続いて、現地調査に同行しました川名和弘委員から報告することはありますか。
	(なし)
会長 渡辺喜一	それでは、議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 7 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可とすることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 7 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 3 は許可とすることに決定いたしました。 次に、件番 4 について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願い致します。
渡辺 善幸委員	議案第 7 号 件番 4 について、2 月 12 日に現地調査及び申請内容の確認を國分隆一委員と致しました。 件番 4 については、当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。 以上の結果を踏まえ、件番 4 につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。
会長 渡辺喜一	続いて、現地調査に同行しました國分隆一委員から報告することはありますか。
	(なし)
会長 渡辺喜一	それでは、議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 7 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可とすることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 7 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可とすることに決定いたしました。

	次に、件番 5 について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願い致します。
渡邊 謙輔委員	議案第 7 号 件番 5 について、2 月 12 日に現地調査及び申請内容の確認を國分政彦委員と致しました。 件番 5 については、当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。 以上の結果を踏まえ、件番 5 につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。
会長 渡辺喜一	続いて、現地調査に同行しました國分政彦委員から報告することはありますか。
	(なし)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 7 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 5 は許可とすることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 7 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 5 は許可とすることに決定いたしました。 続きまして、件番 6 から件番 13 については、報告第 1 号の農地法第 18 条の規定により遠藤秀男氏の賃貸借契約を解約し、新たに遠藤秀男氏の後継者が引き続き賃貸借権を設定するものであります。 このことから、被設定人が同一人物であることから、一括説明し、審議してよろしいか伺います。
	(なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、件番 6 から件番 13 までの事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願い致します。 なお、申請地区が広範囲にまたがりますが、被設定人が同一人物であることから仁井田地区担当の委員の現地調査と致しましたことをご了承願います。
渡邊 謙輔委員	議案第 7 号 件番 6 から件番 13 について、2 月 12 日に現地調査及び申請内容の確認を國分政彦委員と致しました。 件番 6 から件番 13 については、当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及

	<p>び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。</p> <p>以上の結果を踏まえ、件番 6 から件番 13 につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。</p>
会長 渡辺喜一	<p>続いて、現地調査に同行しました國分政彦委員から報告することはありますか。</p>
	(なし)
会長 渡辺喜一	<p>それでは、議案に対する質疑を行います。</p>
	(質疑)
会長 渡辺喜一	<p>質疑を打ち切るに異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、採決します。</p> <p>議案第 7 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 6 から件番 13 は許可とすることに異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、議案第 7 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 6 から件番 13 は許可とすることに決定いたしました。</p>
会長 渡辺喜一	<p>次に、議案第 8 号「農地の転用に係る事業計画の変更について」農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく議案を上程いたします。</p> <p>最初に、件番 1 について事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	<p>議案に対する質疑を行います。</p>
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	<p>質疑を打ち切るに異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、採決を行います。</p> <p>議案第 8 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく「事業計画の変更」、件番 1 は許可することに異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	<p>異議なしと認め、議案第 8 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく「事業計画の変更」、件番 1 は許可することに決定いたしました。</p>
会長 渡辺喜一	<p>次に、議案第 9 号「農地転用のための権利移動制限について」農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく議案を上程いたします。</p> <p>最初に、件番 1 について事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	<p>議案に対する質疑を行います。</p>

	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第9号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番1は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第9号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番1は許可することに決定いたしました。 次に件番2について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第9号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番2は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第9号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番2は許可することに決定いたしました。 次に件番3について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第9号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番3は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第9号農地法第5条第1項の規定に基づく、件番3は許可することに決定いたしました。 次に件番4について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長

事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 9 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 9 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 4 は許可することに決定いたしました。 次に件番 5 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 9 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 5 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 9 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 5 は許可することに決定いたしました。 次に件番 6 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 9 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 6 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 9 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 6 は許可することに決定いたしました。 次に、議案第 10 号「現況確認証明願いについて」を上程します。

	最初に、件番 1 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 10 号「現況確認証明願いについて」の件番 1 は、非農地である証明を不承認とすることで異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、件番 1 から件番 3 は、非農地である証明を不承認とすることで決定いたしました。
会長 渡辺喜一	それでは、次に、議案第 11 号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 11 号「農用地利用集積計画の決定について」の議案は、本宮市長より送付された計画(案)のとおり決定することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 11 号「農用地利用集積計画の決定について」の議案は、本宮市長より送付された計画(案)のとおり決定いたしました。 次に、議案第 12 号「本宮市農業振興地域整備計画の変更について」事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切るに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 12 号「本宮市農業振興地域整備計画の変更について」の議案は、

	本宮市長より送付された計画(案)のとおり決定することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 12 号「本宮市農業振興地域整備計画の変更について」の議案は、本宮市長より送付された計画(案)のとおり決定いたしました。
会長 渡辺喜一	以上をもちまして、議案はすべて終了いたしました。
事務局長	本日の日程は、すべて終了いたしました。閉会を会長職務代理者より申し上げます。
会長職務代理者	以上をもちまして、本宮市農業委員会 2 月定例会を閉会いたします。

令和 2 年 2 月 2 1 日

(閉会午後 時 分)

本宮市農業委員会会議規則第 1 9 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議長 渡辺 喜一

議席 5 番委員 石橋 廣喜

議席 6 番委員 三瓶 和彦